

一般財団法人 地域公共人材開発機構（COLPU） 会員大学
地域公共政策士及び初級地域公共政策士 プログラム 担当者 各位

平素は弊機構へのご理解、ご協力、誠に有難うございます。2007年にCOLPUが発足し、2011年に地域公共政策士の資格認定プログラムが認証されて以来、資格認定プログラムは2021年3月でちょうど10年が経過致しました。この間、皆様方には資格プログラムの実際の運用・実施に際し、大変なご尽力を頂きましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、昨年度(2020年度)のプログラム認証（再認証）作業のプロセスで、関係の皆様方に大変ご迷惑をお掛け致しました。ここにそのお詫びを申し上げ、今後の運用についてご説明させていただきます。

ご迷惑をおかけしました内容は、項目別評価要素の中の「4-3 異議申し立て」の項目についてです。この評価要素の説明の中に「異議申立の制度は、公正な判断を保證できる仕組みとなっているか。」の説明がありますが、2～3年前までのプログラム認証作業のプロセスでは、この項目の評価では、「異議申し立ての制度が設けられているか」どうかに重きが置かれていました。しかし、昨年度のプログラム認証作業のプロセスでは、特に「公正な判断を保證できる仕組み」とある内容について、「第三者性が確保されている」ことが評価要素の要と判断し、それに基づいた審査を行わせて頂きました。

その結果、前回の認証の際には、「A評価で、指摘事項なし」の状態であったにも関わらず、2020年度の評価では、全く同じ状況であったにも関わらず、「B評価で指摘事項として、第三者性が担保されていない」という評価が出されるに至りました。ここに以下のような問題が発生したわけです。

1 評価基準と評価結果が、年次によって、変更されているのは機構の認証の根幹に疑義を生じさせる問題がありました。

2 第三者評価があるかどうかという、そもそもは明示されていない基準（あるいは暗黙には含意されていた）によって、評価結果が変更になりますので、評価を受ける側には不満や疑惑が当然発生すると思います。

3 今回（2020年度）の評価結果については、第三者性について着目したこと、その背景には、大学評価等でこの点が強調されるようになったことがあったこと、があります。しかしながら、これまでの基準をもとに実施してきた各機関からすれば不当な評価という懸念を持たれることも当然です。

以上の問題点を踏まえて、以下のように対処させていただきたく存じます。

1 認証評価機関としての、信頼にかかわりますことから、以上の事情を説明して、評価方針や基準明確化について、昨年度の方針を事前に十分に告知できていなかったこと、新たな基準で評価を進めてしま

った手続き上の問題があったことについて、この場（HP）をお借りして謝罪を申しあげるとともに、各プログラム実施機関にご連絡させて頂きたいと思ひます。

2 今後の対応につきましては、「今後プログラム審査委員会で認証基準の解釈の変更や認証基準に関わる重要な議論等があった場合には、認証基準委員会に諮りました上で、理事会での審議を経て、プログラム実施機関に速やかに伝達させて頂く。」ということに対応させて頂きたいと考えております。なお、この点は、評価に当たっていただくプログラム審査委員会の先生方にもご連絡をさせていただきます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

2021年9月

一般財団法人地域公共人材開発機構 代表理事 新川 達郎